

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
1 別表第2（第3条関係）	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、藤沢町、軽米町、洋野町及び一戸町	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可	盛岡市、 <u>大船渡市</u> 、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、藤沢町、軽米町、洋野町及び一戸町
	1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（4） [略]	市町村（釜石市、紫波町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、 <u>岩泉町</u> 及び一戸町を除く。）	1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（4） [略]	市町村（釜石市、紫波町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町 <u>及び</u> 岩泉町を除く。）
	[略]		[略]	
	2の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（8） [略]	宮古市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町及び野田村	2の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（8） [略]	宮古市、 <u>花巻市</u> 、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町及び野田村
	[略]		[略]	
	14の5 水道法（昭和32年法律第177号。以下こ	宮古市、花巻市、陸前	14の5 水道法（昭和32年法律第177号。以下こ	宮古市、花巻市、陸前

の項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	高田市、奥州市及び紫波町
[略]	
18の2 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	花巻市及び奥州市
[略]	
19の2 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町、平泉町、藤沢町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村及び九戸村
[略]	
21の4 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略] (6) 法第10条第2項(法第17条の12第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)の設置等の実施制限期間の短縮 (7) 法第11条(法第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を	[略]

の項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	高田市、 <u>二戸市</u> 、奥州市及び紫波町
[略]	
18の2 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	花巻市、 <u>二戸市</u> 及び奥州市
[略]	
19の2 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町、平泉町、藤沢町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村、 <u>軽米町</u> 及び九戸村
[略]	
21の4 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略] (6) 法第10条第2項(法第17条の13第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。)の設置等の実施制限期間の短縮 (7) 法第11条(法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を	[略]

<p>む。)の氏名の変更等の届出の受理</p> <p>(8) 法第12条第3項(法第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の地位の承継の届出の受理</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 法第17条の4第1項の揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理</p> <p>(13) 法第17条の5第1項の一の施設が揮発性有機化合物排出施設となった際の届出の受理</p> <p>(14) 法第17条の6第1項の揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>(15) 法第17条の7の揮発性有機化合物排出施設の計画の変更等の命令</p> <p>(16) 法第17条の10の揮発性有機化合物排出施設の構造の改善等の命令</p> <p>(17)～(34) [略]</p>		<p>む。)の氏名の変更等の届出の受理</p> <p>(8) 法第12条第3項(法第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の地位の承継の届出の受理</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 法第17条の5第1項の揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理</p> <p>(13) 法第17条の6第1項の一の施設が揮発性有機化合物排出施設となった際の届出の受理</p> <p>(14) 法第17条の7第1項の揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理</p> <p>(15) 法第17条の8の揮発性有機化合物排出施設の計画の変更等の命令</p> <p>(16) 法第17条の11の揮発性有機化合物排出施設の構造の改善等の命令</p> <p>(17)～(34) [略]</p>	
[略]		[略]	
<p>23の4 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>市町村(一関市、平泉町、藤沢町、山田町、<u>岩泉町</u>及び<u>田野畑村</u>を除く。)</p>	<p>23の4 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>市町村(一関市、平泉町、藤沢町、山田町及<u>び岩泉町</u>を除く。)</p>
[略]		[略]	
<p>25 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。)に基づく</p>	<p>大船渡市、花巻市、一関市、陸前高田市、八</p>	<p>25 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。)に基づく</p>	<p>大船渡市、花巻市、<u>久慈市</u>、一関市、陸前高</p>

次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	幡平市、西和賀町及び 九戸村
[略]	
<p>27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>法第17条の3の仮理事の選任</u></p> <p>(14) <u>法第17条の4の特別代理人の選任</u></p> <p>(15)～(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p>	<p>大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、葛巻町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、藤沢町、普代村、軽米町、野田村及び洋野町</p>

次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	田市、八幡平市、西和賀町及び九戸村
[略]	
<p>27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>法第17条の3の仮理事の選任</u></p> <p>(6) <u>法第17条の4の特別代理人の選任</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>法第31条の8及び第32条の3の清算人からの届出の受理</u></p> <p>(19) [略]</p>	<p>大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、葛巻町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、藤沢町、普代村、軽米町、野田村、洋野町及び一戸町</p>

(19) [略]	
(20) [略]	
(21) <u>法第31条の8及び第32条の3の清算人からの届出の受理</u>	
(22) <u>法第40条第2項の裁判所からの嘱託による調査の実施</u>	
(23) <u>法第40条第3項の裁判所への意見の陳述</u>	
(24)～(30) [略]	
[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	市町村（ <u>奥州市</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>平泉町</u> 、 <u>藤沢町</u> 及び <u>山田町</u> を除く。）
[略]	
34の2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、藤沢町、軽米町、洋野町及び一戸町
[略]	

(20) <u>法第32条の2第3項の裁判所からの嘱託による調査の実施</u>	
(21) <u>法第32条の2第4項の裁判所への意見の陳述</u>	
(22) [略]	
(23) [略]	
(24)～(30) [略]	
[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	市町村（ <u>滝沢村</u> 、 <u>平泉町</u> 及び <u>藤沢町</u> を除く。）
[略]	
34の2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理	盛岡市、 <u>大船渡市</u> 、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 、 <u>久慈市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 、 <u>釜石市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>金ケ崎町</u> 、 <u>平泉町</u> 、 <u>藤沢町</u> 、 <u>軽米町</u> 、 <u>洋野町</u> 及び <u>一戸町</u>
[略]	

35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	市町村（一関市、平泉町、藤沢町、山田町、 <u>岩泉町及び田野畑村</u> を除く。）
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	市町村（一関市、平泉町、藤沢町、山田町、 <u>岩泉町及び田野畑村</u> を除く。）
[略]	
52 [略]	[略]
[略]	
53 [略]	[略]

35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	市町村（一関市、平泉町、藤沢町、山田町 <u>及び岩泉町を除く。</u> ）
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	市町村（一関市、平泉町、藤沢町、山田町 <u>及び岩泉町を除く。</u> ）
[略]	
52 [略]	[略]
53 <u>岩手県食の安全安心推進条例（平成22年岩手県条例第37号。以下この項において「条例」という。）</u> に基づく次に掲げる事務（主たる事務所が一の市町村の区域内にある特定事業者に係るものに限る。） (1) <u>条例第19条第1項の自主的な回収の着手の報告の受理</u> (2) <u>条例第19条第2項の自主的な回収の終了の報告の受理</u> (3) <u>条例第19条第4項の自主的な回収の措置の変更等の指導</u>	<u>盛岡市</u>
54 [略]	[略]

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、軽米町、洋野町及び一戸町
1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（4） [略]	市町村（釜石市、紫波町、 <u>藤沢町</u> 、住田町、大槌町、山田町及び岩泉町を除く。）
[略]	
2の5 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、軽米町、洋野町及び一戸町
1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（4） [略]	市町村（釜石市、紫波町、住田町、大槌町、山田町及び岩泉町を除く。）
[略]	
2の5 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、

	西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
2の10 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の11 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の12 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手

	西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
2の10 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の11 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の12 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手

証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
2の18 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（7） [略]	宮古市、紫波町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
4 漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動植物の採捕に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、 <u>平泉町</u> 及び <u>藤沢町</u>
[略]	

証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
2の18 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（1）～（7） [略]	宮古市、紫波町、西和賀町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
4 漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく水産動植物の採捕に係る申請、届出その他の書類の受理に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町及び <u>平泉町</u>
[略]	

6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
---	---

[略]

11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
--	---

[略]

14の7 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山
--	---

6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
---	--

[略]

11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
--	--

[略]

14の7 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩
--	--

70号) 附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理並びに臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
14の8 調理師法(昭和33年法律第147号)及び調理師法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
15 工場立地法(昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	市町村(北上市、八幡平市、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、住田町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。)
[略]	
17 商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。)	遠野市、一関市、奥州市、雫石町、葛巻町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、普代村及

70号) 附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理並びに臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	泉町、田野畑村及び普代村
14の8 調理師法(昭和33年法律第147号)及び調理師法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
15 工場立地法(昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	市町村(北上市、八幡平市、平泉町、住田町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。)
[略]	
17 商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。)	遠野市、一関市、奥州市、雫石町、葛巻町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、普代村及び洋野町

(1)～(15) [略]	び洋野町
[略]	
17の4 薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
19 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
19の2 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村

(1)～(15) [略]	
[略]	
17の4 薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
19 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
19の2 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、釜石市、奥州市、西和賀町、平泉町、住田町、山田町、岩泉町、田野畑村、 <u>軽米町</u>

	、軽米町及び九戸村
[略]	
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(4) [略]	市町村（一関市、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、山田町及び岩泉町を除く。）

	及び九戸村
[略]	
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村
23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(4) [略]	市町村（一関市、平泉町、山田町及び岩泉町を除く。）

[略]	
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	市町村（北上市、八幡平市、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、住田町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。）
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)～(30) [略]	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、葛巻町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、 <u>藤沢町</u> 、普代村、軽米町、野田村、洋野町及び一戸町
[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	市町村（滝沢村、 <u>平泉町及び藤沢町</u> を除く。）
[略]	
34の2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、

[略]	
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	市町村（北上市、八幡平市、平泉町、住田町、山田町、岩泉町及び田野畑村を除く。）
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)～(30) [略]	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、葛巻町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、 <u>普代村</u> 、軽米町、野田村、洋野町及び一戸町
[略]	
32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	市町村（滝沢村 <u>及び平泉町</u> を除く。）
[略]	
34の2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、軽米町、

	軽米町、洋野町及び一戸町
[略]	
35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	市町村（一関市、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、山田町及び岩泉町を除く。）
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	市町村（一関市、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、山田町及び岩泉町を除く。）
[略]	
37の3 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。） (1)～(4) [略]	宮古市、紫波町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉

	洋野町及び一戸町
[略]	
35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	市町村（一関市、平泉町、山田町及び岩泉町を除く。）
[略]	
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	市町村（一関市、平泉町、山田町及び岩泉町を除く。）
[略]	
37の3 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。） (1)～(4) [略]	宮古市、紫波町、西和賀町、岩泉町、田野畑村及び普代村
[略]	
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉

		町、 <u>藤沢町</u> 、住田町、 田野畑村、普代村、軽 米町、野田村、洋野町 及び一戸町			町、住田町、田野畑村 、普代村、軽米町、野 田村、洋野町及び一戸 町
	[略]			[略]	
48	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉町、 <u>藤沢町</u> 、住田町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村及び洋野町	48	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、金ヶ崎町、平泉町、住田町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村及び洋野町
	[略]			[略]	

3	別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）		
	[略]		[略]		
	23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(15) [略] (16) <u>法第14条の2第2項</u> の貯油事業場等の事故時の措置等の届出の受理 (17) <u>法第14条の2第3項</u> の事故時の応急措置の命令 (18)～(28) [略]	[略]		23の2 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(15) [略] (16) <u>法第14条の2第3項</u> の貯油事業場等の事故時の措置等の届出の受理 (17) <u>法第14条の2第4項</u> の事故時の応急措置の命令 (18)～(28) [略]	[略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分並びに附則第3項及び第4項の規定は同年9月26日から、表3の項の改正部分は
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）
別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の
日前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、同日以後においてこの条例による改正後の岩手県
の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2に掲げる事務で当該市町村の長又は教育委員
会が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、同日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分
その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 表2の項の改正部分の施行の際改正前の条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により藤沢町長がした処分その他の行為で現にその効力を有す
るもの又は表2の項の改正部分の施行の日前に法令若しくは条例の規定により藤沢町長に対してされた申請その他の行為のうち、同日以後において改正後の
条例別表第2に掲げる事務で知事が管理し、及び執行することとなるものに係るもの（次項に係るものを除く。）は、同日以後における法令又は条例の適用
については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 表2の項の改正部分の施行の日前に屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）の規定により藤沢町長が除却
し、又は除却させた広告物等の保管に係る事務については、改正後の条例別表第2の2の18の項及び37の3の項の規定にかかわらず、一関市長が管理し、及び
執行する。